

不妊治療と仕事 両立企業を認定

施する⑤従業員からの相談に応じる担当者を配置する――の5要件を満たす必要がある。

厚労省の調査によれば、不妊治療経験者の16%が仕事と両立できずに離職している。女性に限ると23%にのぼる。両立が難しい理由としては通院回数が多い、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさを挙げる人が多い。

不妊治療中と職場で伝えにくい人も多い。「知られたくないから」「周囲に気遣いをしてほしくないから」といった理由が目立つ。このため認定要件となる休暇制度の用途は不妊治療に限定せず、幅広い目的を認めるようにする。

厚生労働省は不妊治療と仕事を両立しやすい企業の認定制度をつくる。治療のための休暇制度があることなどを要件とする。晩婚化を背景に不妊に悩む夫婦が増え、治療経験者の約2割が離職している実態がある。柔軟に働ける職場づくりを国として後押しする。

次世代育成支援対策推進法の省令を改正し、2022年4月に施行する。

仕事と子育ての両立に取り組む企業を認定する「へるみん」マークの制度を活用する。へるみんを取得している企業がさらに不妊治療を支援する場合に付与する。新たに認定マークをつくる。商品や広告に使えば企業イメージを向上できる。

認定は①不妊治療に使える休暇制度を設ける②在宅勤務やフレックスタイトム制などを導入している③両立推進の方針を従業員に示す④従業員の理解を進める研修などを実

高額の不妊治療については現在、1回あたり30万円の助成金を支給する仕組みなどがある。営業権前政権は保険適用の拡大を打ち出した。中央社会保険医療協議会（厚労相の諮問機関）で22年春からの実現に向けた議論を進めている。日本生殖医学会がまとめたガイドラインをもとに対象となる治療方法などの検討を進め、22年度の診療報酬改定に反映させる方針だ。

今後、保険適用が拡大されれば患者の経済的負担が軽くなり、利用が増える可能性がある。不妊治療を理由に労働市場から退場することがないよう新たな認定制度を通じて企業に環境整備を促す。